

様式第1号（第4条第1項関係）

レンタルルーム等施設建築計画の公開の標識

（ ）建築計画のお知らせ		新 築 増 築 改 築 用途変更	
工 事 場 所	赤穂市	番地	
建 設 事 業 名	建設事業		
敷 地 面 積	平方メートル		
建 築 物 の 延 べ 面 積	平方メートル		
建 築 物 の 高 さ	メートル	前面道路の幅員	メートル
建 築 物 の 階 数	地上	階	地下 階
着 工 予 定	年 月 日 頃		
完 工 予 定	年 月 日 頃		
建築主の住所・氏名等	TEL		
設計者の住所・氏名等	TEL		
工事施工者の住所・氏名等	TEL		
標 識 の 設 置 年 月 日	年 月 日		
この計画についてお知りになりたい方は、建築主又は設計者までご連絡ください			

90 cm
以 上

90 cm以上

(注)

1. この標識は、風雨等のため、容易に破損又は倒壊しないような材料及び構造により作成すること。
2. 表示した文字が、雨等により不鮮明にならないような塗料等を使用すること。
3. 建築主等が法人の場合は、主たる事務所の所在地及び担当者の役職氏名を記入すること。

様式第2号（第5条第1項関係）

レンタルルーム等施設建築事前協議書				
赤穂市長		年 月 日		
申請者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地）				
氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）				
担当者名 電話番号 メールアドレス				
レンタルルーム等施設（レンタルルーム類似施設・パチンコ店・ゲームセンター）の建築等（新築・増築・改築・用途変更）について承認を得たいので、次のとおり事前協議書を提出します。				
施設の設置場所				
施設の使用目的				
施設計画地の用途地域				
施設の計画模様	①敷地面積	m ²	②建ぺい率	%
	③建築面積	m ²	④延建築面積	m ²
	⑤施設構造	造 階建		
	⑥容積率	%		
	⑦ 駐車場及び駐輪場面積	m ² (台収容) m ² (台収容)		
	⑧ 緑地面積及び緑化率	m ² , %		
遊技施設の種類				
遊技機の台数	カラオケハウスの部屋数			
施設建設予定時期	年 月 着工予定			

備考 事前協議書の提出に際しては、次の図書のほか第5条第2項に規定する誓約書及び地元の同意書又は地元との協議経過書を添付すること。

- | | |
|------------------|----------------------|
| ① 付近見取図 | ② 配置図（駐車場・駐輪場・緑地を含む） |
| ③ 各階平面図 | ④ 2面以上の立面図 |
| ⑤ 広告物・照明設備に関する図面 | ⑥ 施設の管理運営計画書 |
| ⑦ その他市長が必要と認める書類 | |

誓 約 書

年 月 日

赤穂市長

申請者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

担当者名

電話番号

メールアドレス

このたび赤穂市_____番地に建設を予定している

_____については、下記事項の確実な履行を誓約します。

記

1. 赤穂市レンタルルーム等施設の建築等の規制に関する指導要綱第6条の構造等基準に適合するよう建築し、地域の青少年の健全育成と、良好な風俗環境及び生活環境の保全に努めるとともに、万一、地域住民等から苦情等が発生した場合には、誠意をもってその解決にあたる。
2. 青少年の健全育成及び公害防止の限度において、市担当職員又は青少年補導委員等補導委員等の施設内立入調査等に協力する。

様式第4号（第5条第2項関係）

レンタルルーム等施設建築等に伴う同意書

年 月 日付で協議のあったレンタルルーム等施設（レンタルルーム類似施設・パチンコ店・ゲームセンター）の建築等（新築・増築・改築・用途変更）については、下記のとおり同意します。

年 月 日

地区名

地区代表者氏名

電話番号

建築主 様

記

協議経過 及び内容	
建築主住所	
建築主氏名	
施設の設置場所	
施設の使用目的	
施設の計画規模 敷地面積 建築面積 施設構造	 造 m ² m ² 階建

様式第5号（第5条第2項関係）

地元説明会（事前協議）開催経過書

建築に係る地元説明会（事前協議）の開催経過及び結果を次のとおり報告します。なお、この報告書の記載事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

報告者
氏名
電話番号
メールアドレス

赤穂市長

建設事業名	建設事業					
	説明会開催経過	回	月 日 時刻	会 場	住民側出席者	建築主側出席者
		1			以下 名	以下 名
		2				
		3				
		4				
問 題 点 (住民側との対立点)						
協 議 結 果						

- (注) 1. 説明会（協議）の内容については、各回の説明要旨、配布資料及び相手方との質疑応答要旨を参考資料として添付すること。
2. 協議不調の場合は、その詳細事由書を添付すること。